



一般社団法人
RECACO リフォームパートナー協議会
(略称: RECACO)

会員: 460事業者

〒169-0074
東京都新宿区北新宿1-8-16

☎0120-292-229

<http://recaco.net/>



住宅リフォーム工事全般



東京都、千葉県を中心に、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を

リフォームパートナー協議会 (RECACO) の会員事業者は、東京都と千葉県を中心に、いわゆる町場の工務店、リフォーム専門店、専門工事業者が多くを占めています。私たちは、地域との信頼関係を基礎に消費者の皆さまの求める優良なリフォーム事業者の要件を整えながら、さらに信頼される事業者を目指すべく各種講習会をはじめとした活動を行なっています。会員事業者は義務講習として、消費者の立場での「心くばり・目くばり」、業界用語を使わない等の基本的な接客対応や見積書作成の基本的な考え方 (価格の見える化) などの講習を受講、また、戸建てやマンションのリフォーム施工事例などを学習しています。



講習会の様子

事業者への教育実績

- 義務講習A (情勢、営業スキル、マナー講座)、義務講習B (技術、見積書の書き方、産廃、法令順守、相談事例紹介)、義務講習C (省エネルギー技術講習会の受講を義務付ける)、リフォーム助成制度や提案力向上などレベルアップ講習 等

団体への入会基準

- 実施するリフォーム工事の内容に応じた建設業法で定める29業種で該当する建設業許可を有する事業者
- 実施するリフォーム工事を業務範囲とする常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍する事業者
- 内装・設備工事等のリフォーム工事について、次に定める常勤の資格者が在籍する事業者 建築設備士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、浄化槽設備士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者
- 次の項目を満たし、この協議会が適正な事業を行うことができることと確認できた事業者 (1) 次の資格を持つ常勤者がいる事業者 増改築相談員、リフォームに関する1・2級技能士、リフォームに関する職業指導訓練員、マンションリフォームマネジャー (2) この協議会が定める資格審査委員会による書面審査に合格した事業者 (3) この協議会の定める「義務講習A」を受講・修了した事業者
- 次の項目を満たし、この協議会が適正な事業を行うことができると確認できた事業者 (1) リフォーム事業に3年以上従事していることが確認できた事業者 (2) この協議会が定めるリフォーム工事現場の審査に合格した事業者 (3) この協議会が定める資格審査委員会による審査に合格した事業者 (4) この協議会の定める「義務講習A」を受講・修了した事業者